

貯法 遮光、室温保存、密封容器

解熱鎮痛・鎮咳去痰剤

承認指令書番号 30動薬第1827号

販売開始 1990年7月

劇薬 指定医薬品

ダンブロン

【成分及び分量】

本品100mL中

| 有効成分 | 含量 |
|-----------------|------|
| ジフェンヒドラミン塩酸塩 | 0.5g |
| dl-メチルエフェドリン塩酸塩 | 1.5g |
| アンチピリン | 5.0g |
| 無水カフェイン | 1.0g |

【効能又は効果】

犬、猫：感冒、肺炎、気管支炎等の解熱、鎮痛、鎮咳、去痰

【用法及び用量】

体重1kg当たり、1回0.04～0.1mLを1日3回以内、皮下、筋肉又は静脈内に注射する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は獣医師の指導の下で使用すること。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤は小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光、高温及び凍結等を避け涼しい場所に保管すること。
- ・開封後は速やかに使い切ること。
- ・外観及び内容に異常が認められた場合には使用しないこと。
- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・使用済みの空容器等は、地方公共団体の条例等に従い適切に処分すること。
- ・本剤を廃棄する際には、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体の条例等に従い適切に処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・使用者はその取扱いに際し、目や皮膚に付着しないように注意して使用すること。
- ・本剤の有効成分であるジフェンヒドラミンに、人で光過敏症及び皮膚炎が認められたとする報告があるので、皮膚に付着したときは石けん等でよく洗うこと。過敏症状が現れた場合は、使用を中止すること。

(犬及び猫に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

(制限事項)

- ・本剤に対して、過敏症の既往歴のある患畜には使用しないこと。

(副作用)

- ・本剤の有効成分であるカフェインには実験動物（マウス、ラット等）で催奇形作用があるとの報告があるので、妊娠又は妊娠している可能性がある動物には長期連用を避けること。

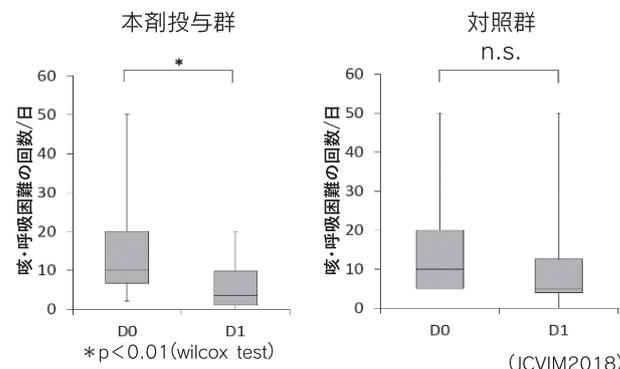
【薬理学的情報等】

(薬効薬理)

| 有効成分 | 作用機序 |
|-----------------|---|
| ジフェンヒドラミン塩酸塩 | ヒスタミンH1受容体拮抗作用によりヒスタミンによるアレルギー性反応（毛細血管の拡張と透過性亢進、気管支平滑筋の収縮、など）を抑制する。 |
| dl-メチルエフェドリン塩酸塩 | アドレナリン作動性の気管支拡張作用と中枢性鎮咳作用を示す。 |
| アンチピリン | 痛覚伝達路の求心性シナプスの感受性を低下させることにより疼痛閾値を上昇させ、鎮痛作用を示す。また、体温調節中枢に作用し、皮膚血管を拡張することにより熱の放散を活発にする。 |
| 無水カフェイン | 中枢性の鎮痛作用を示し、アンチピリンとの相乗効果で鎮痛効果を高める。また、気管支拡張作用も示す。 |

(臨床試験)

呼吸器疾患（気管虚脱または気管支炎）が認められた犬に本剤を体重1kg当たり0.1mLずつ、1日1回投与した。対照群には本剤の投与を行わなかった。投与前（D0）及び投与後1日（D1）の咳・呼吸困難の回数を評価した結果、咳・呼吸困難の回数は95%の症例で有意な改善が認められた（図、 $p < 0.01$ ）。なお、本剤投与に起因すると考えられる有害事象は認められなかった。



【包装】

20mL

【製品情報お問い合わせ先】

共立製薬株式会社 学術
〒102-0073
東京都千代田区九段北一丁目11番5号
TEL: 03-3264-7556

販売元



共立製薬株式会社

東京都千代田区九段南1-5-10

製造販売業者



リケンベツツファーマ株式会社

埼玉県川口市元郷4-1-8

開発元



Veterinarian Medical Development CO.,LTD

獣医医療開発株式会社

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-133-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。